

支援センターい~な

はじめに

平成 20 年 11 月に起こした利用者の死亡事故を教訓として、利用者の立場にたって、支援の質の向上をめざし、事故発生以降、遺族の方への弔問、補償、事故の分析と対策の検討を行ってきた。平成 21 年度においては、下記の点に重点を置いて取り組んだ。(詳細は、「箕面育成園での事故調査及び安全対策・支援の質の向上に関する報告(最終報告)」参照)

1. 事故はなぜ起こったか(中間報告書のポイントの再認識)
園内研修の実施(中間報告書について)
2. 事故を二度と起こさないために
ヒヤリハット、苦情処理、投薬支援の重点的改善への取り組み
3. 利用者の人権を守るために
支援センターい~なの全職員対象の人権研修の実施
4. 利用者のニーズを踏まえた新たな組織体制構築に向けて
利用者のより豊かな活動をめざして新事業体系への移行準備

また、ご命日にはご遺族を弔問し改めて遺憾の意を表した。さらに、ご遺影と所長声明文を事務室に常時掲示することとし再発の防止の誓いとした。

平成 21 年度支援センターい~なにおいて、次の事業を実施した。

支援センターい~なの事業内容

- ・ 知的障害者入所更生施設(箕面育成園)
- ・ 短期入所事業(箕面育成園併設)
- ・ 日中一時支援事業(箕面育成園)
- ・ 相談支援事業(支援センターい~な)
- ・ 共同生活介護事業(ホームズい~な)
- ・ 共同生活援助事業(ホームズい~な)
- ・ 生活介護事業所(支援センターい~な・グーテン)

支援センターい〜な（箕面育成園）

【 事業の目的 】

大阪府指定の知的障害者更生施設として適正な運営を確保するとともに、事業の円滑な運営を図り、利用者及び利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切なサービス提供を行った。

【 運営の方針 】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設支援を行うとともに、利用者が自立し、ゆとりと潤いのある日常生活を送るための支援を行った。
- 2 できる限り居宅に近い環境の中で地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者福祉法第4条第6項に規定する知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者更生援護施設、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との連携に努め、風通しのよい施設運営を行った。
- 3 希望する利用者に対して、自活訓練などを実施し、地域生活を促進するために必要な支援を行った。
- 4 知的障害者福祉法等関係法令を遵守して事業を実施した。

【 施設の所在地 】 大阪府箕面市稲6丁目15番26号

電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

【 職員数 】

管理者1名 生活支援員26名 看護師1名 管理栄養士1名
医師1名（非常勤） 事務職員1名 調理員3名 給食補助員4名

【 入所定員及び対象者 】 入所定員50名知的障害者（18歳以上）

【 施設の営業日等 】 営業日、サービス提供日とも年中無休

【 施設のサービス内容 】

- (1) 利用者に朝、昼、夕の給食を提供し、各利用者の状況に応じて摂食の援助を行った。
- (2) 利用者の状況に応じて、排泄の援助を行った。
- (3) 利用者の状況に応じて、入浴または、清拭の援助を行った。
- (4) 利用者の健康管理に努め、医療が必要な場合は医療機関への受診を援助した。
- (5) 利用者の身体の状況及び興味・関心に合わせて日中活動や余暇活動の援助をした。
- (6) 利用者の状況に応じて金銭管理の援助を行った。

【活動の内容】

利用者 50名の年齢をベースに、体力・移動面等を考慮してそれぞれの利用者に適した活動内容を提供した。

(1) 生活習慣を身につけるための支援

基本的な生活習慣や身辺面のことは、できるだけ自分でできるように支援した。援助が必要な人には、本人の意向に沿った支援を行った。また、運動不足の解消、気分転換などに近隣への外出などの支援を行った。

(2) リラクゼーション活動

動作法 = 加齢に伴う姿勢の歪みや、動作の改善及び身体の凝りや痛みの軽減を通じて、心と身体のリラックスと活性化を図り、コミュニケーションの改善に心がけた。また、スーパーバイザーの助言を得て、支援員の動作法の技術向上を図った。

音楽療法 = 音楽を通じて心にアプローチし、心身の活性化を図る。情緒の安定、自己表現、老化を遅らせる等各利用者の心身の状況に応じ個人・グループのセッションを行った。(月曜日・水曜日の活動の中で取り組んだ。)

3B 体操 = 一週間に一回、ポール・ベル・ベルダーの道具を利用し音楽に合わせて運動することにより心身のリラックスを図った。

フィジクス = 楽しみながら身体を動かし、心身の活性化を図った。

(3) 余暇活動

手芸、散歩、卓球、お茶、お華など地域のボランティアの方々の協力を得て、利用者が余暇の時間を楽しめるような場の設定をした。また、長期間休止していた陶芸窯、陶芸室や釉薬などを専門家の協力を得て再稼働させた。さらに、その専門家による職員に対する陶芸講習会を開催し継続的陶芸活動ができるようにした。

(4) 作業活動

生きがい作りの一つとしてさをり織りの場を設定した。

(5) レクリエーション

カラオケ、DVD鑑賞、ビデオ、忘年会、一日外出、など利用者の意向を聞きながら個別支援計画に則り取り組んだ。

(6) 本人活動(ひまわり会)

- ・利用者がそれぞれの方法でそれぞれに合った本人活動のあり方を工夫するように援助した。
- ・支援者は情報の提供に心がけた。

(7) 健康管理

- ・毎朝、体温の測定、体重の定期的測定を行い体調の異変を把握した。また、看護師による朝の健康チェック、附属診療所での受診および投薬治療を適宜行った。

- ・ 嘱託医との緊密な連携を図り、疾病の早期発見と治療に努めた。
- ・ 年に2回の定期健康診断、全利用者及び全職員に原則としてインフルエンザの予防接種等を行った。また、短期入所事業利用者へは利用前にインフルエンザ注射を受けたかを確認し予防接種を受けることを呼びかけた。
- ・ 糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満など栄養士との連携により栄養面からも配慮した。
- ・ 新型インフルエンザ対策 箕面育成園看護師をリーダーとし、日常的な感染防止対策、検温、健康観察、ワクチン接種等取りうるあらゆる対策を徹底して行った。その結果、箕面育成園利用者の感染は1名のみで、また感染拡大を防止できた。家族会から大量のマスクの提供を受けた。

(8) 栄養管理

- ・ 施設内において365日提供される食事について、利用者の嗜好調査のもとバラエティに富んだ食事を提供するとともに、利用者一人一人に合った食事形態(刻み食・糖尿食・低カロリー食等)を考慮した。
- ・ 調理に関しては2ヶ月に1回給食会議を持ち、できるだけ利用者の声を業者に聞いてもらうよう努めた。

(9) 新事業体系への円滑な移行

- ・ 箕面育成園及びグーテン職員によるプロジェクトを設置し新事業体系への移行を推進した。このプロジェクトを基礎として次年度の職員組織を再構築する予定。

プロジェクト名	具体的目標	スケジュール
第2グーテンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援センターい〜なにおける障害者雇用の実現 ● その後、就労支援関連事業への独立、移行などを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接雇用については、平成21年度1月末までに設計完了 ● 平成22年度予算化・実施 ● 平成22年9月から受け入れ開始(実習スタート) ● 平成23年度4月から雇用開始 ● その後、就労支援関連事業への独立・移行などを検討
日中活動地域志向促進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● グーテンの分離・移動もしくは二つ目の活動場所の確保 多様な受け皿の確立 ● 箕面育成園の利用者の日中活動の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年度1月末までに設計完了 (場所の確保ができれば、22年度当初から新生活介護事業の開始(従って、箕面育成園を夜昼に切り分け、事前協議は10月ごろ開始。)) ● 平成22年度法人予算化 ● 平成22年度9月以降に事前協議開始 ● 平成22年度末までに実質の活動場所、内容の確立 ● 平成23年度末までに実質活動開始
施設入所支援事業への移行プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護事業と施設入所支援事業の切り分け ● 箕面育成園利用者の地域移行の推進 ● 事業移行に必要な施設設備の検討 ● 要医療利用者へのサービスの確保の検討(附属診療所のあり方検討を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年度中に方向性(生活介護の場所の確保次第で1年前倒し実施あり) ● 平成22年度法人予算化 ● 平成22年度中に地域移行開始 ● 平成22年度9月事前協議開始 ● 平成23年4月1日新事業開始
人員配置の見直し・勤務表の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援員の業務内容の精査 ● 介護から生活クリエイトへ ● 新たな事業への人員振り分け ● ホーム及びグーテンへの支援員増 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月中に見直し方針 ● 8月以降試行開始

箕面育成園における一日の日課

午前		午後	
7:00～8:00	起床・身支度	13:30～15:00	午後の活動
8:00～9:00	朝食	15:00～16:00	おやつ(～10/11)・余暇
9:00～10:00	朝の連絡	16:00～18:00	余暇(入浴)
10:00～12:15	午前の活動	18:00～19:00	夕食
12:15～13:30	昼食	19:00～21:00	余暇(入浴)・就寝準備
		22:00	消灯

箕面育成園における実施した主な年間行事

季節	行事
春	共に生きるコンサート(新型インフルエンザ流行のため日程・会場を変更して実施)、日帰り旅行(保護者会)は新型インフルエンザ等の影響で中止
夏	夏祭り、盆帰省(帰省期間を設定せず利用者ニーズに応じた帰省に変更)、あいあいプラザ合同防災訓練
秋	保育園との交流会(新型インフルエンザのため中止)、あいあいプラザ祭、芋掘り
冬	正月帰省(帰省期間を設定せず利用者ニーズに応じた帰省に変更)
1年を通して	グループ旅行・グループ外出(新型インフルエンザ等の影響で個別外出に切り替え)

(10) 利用者負担・・・障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次の表のとおり利用者の負担とした。

箕面育成園に係る利用者から受領した額(光熱水費等)

項目	日額	標準月額
食事(基本的な朝・昼・晩の食事及び全員に提供するおやつ)但し全員に共通して提供するおやつは9月から廃止。日額費用は変えずに三食の内容充実を行った。	1,555 円	47,272 円
光熱水費	352 円	10,701 円
日常生活品の購入(下着等の被服費及び歯ブラシ等の日用品費)	実費	

箕面育成園に係わる利用者から受領した額（その他の費用）

項目	徴収額
おやつ（個人的な嗜好によるもの）	実費
金銭管理サービス	月 1,000 円
在園証明書発行手数料	1 通 200 円
教養娯楽費（付き添いを希望する場合は、その付き添い者にかかる実費を含む）	実費
理容・美容等	実費
その他日常生活上必要となる生活費	実費

(11) 箕面育成園の空調設備の更新

2 階、3 階用の空調設備（室外機 5 台、室内機 3 2 台）を（財）中央競馬馬主社会福祉財団・（社）京都馬主協会から 4 0 0 万円の補助金を受けて更新した。

(12) 利用者の栄養管理の取組み

給食の献立作成業務を調理委託業者に移管させた。それに伴って、栄養士が行っていた献立作成業務をなくし、栄養士が看護師や地域支援担当者と連携しながら箕面育成園利用者やホーム利用者の栄養・健康管理の業務を行えるようにした。

短期入所事業(日中一時支援事業を含む)

【 事業目的 】

指定短期入所の適正な運営を確保し、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者、障害者（児）及び障害者（児）の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行った。

【 運営方針 】

- 1 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行った。
- 2 利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めた。また、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めた。

【 施設の所在地 】 所在地大阪府箕面市稲 6 丁目 15 番 26 号
電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

【 職員数 】 知的障害者入所更生施設箕面育成園の職員配置と同じ

【 運営の方針 】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行った。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うよう努めた。

【 事業所の所在地 】 大阪府箕面市稲6丁目15番26号
電話 072-727-3458 ファクス 072-727-6933

【 職員配置 】 管理者1名 相談支援専門員1名

【 営業日等 】 営業日年中無休午前9時から午後5時45分まで
サービス提供日・時間利用者等の必要に応じて実施した。

【 サービス対象者 】 大阪府域の知的障害者（児）、身体障害者、精神障害者

【 サービスの提供方法及び内容 】

- (1) 利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援
- (3) 地域のサービス事業者の情報把握。
- (4) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメント。
- (5) サービス利用計画の作成。
- (6) サービス利用計画の原案を作成するモニタリング
- (7) サービス担当者会議の開催
- (8) サービス利用計画の原案を利用者等に説明。
- (9) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握。
- (10) 必要に応じた、サービス利用計画の変更。

ホームズ・い～な

【 事業目的 】

大阪府指定の共同生活介護及び共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供した。

【 運営方針 】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行った。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めた。

【 所在地 】

名称	所在地	入所定員
さざんか	箕面市稲	5名
もみじ	箕面市桜	4名
さくら	豊中市新千里北町	4名
ひなげし	豊中市上新田	4名
ゆたか	豊中市島江町	5名
ウイング	豊中市宮山町	4名
第2ウイング	豊中市本町	4名
上野東サンホーム	豊中市長興寺	4名
暖	豊中市曽根南町	5名
はなみずき	豊中市新千里北町	5名
やまぼうし	豊中市宮山町	5名
こぶし	豊中市宮山町	5名

【 職員配置 】

管理者 1名 サービス管理責任者 2名 世話人 20名 生活支援員 22名

【 対象者 】 知的障害者、精神障害者

【 サービスの提供方法及び内容 】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排泄・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【 利用者から受領する費用の額等 】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、次のとおり利用者の負担とした。

さざんか	(1) 家賃	月額	26,800円
	(2) 食材料費(朝食・夕食)	月額	15,000円
	(3) 光熱水費	月額	9,000円
	(4) 日用品費	月額	1,000円
もみじ	(1) 家賃	月額	15,375円
	(2) 食材料費(朝食・夕食)	月額	20,000円
	(3) 光熱水費	月額	8,635円
	(4) 日用品費	月額	1,000円
さくら	(1) 家賃	月額	11,700円
	(2) 食材料費(朝食・夕食)	月額	20,000円
	(3) 光熱水費	月額	7,900円
	(4) 日用品費	月額	1,000円
ひなげし	(1) 家賃	月額	17,935円
	(2) 食材料費(朝食・夕食)	月額	20,000円
	(3) 光熱水費	月額	6,500円
	(4) 日用品費	月額	1,000円
ゆたか	(1) 家賃	月額	11,604円
	(2) 食材料費(朝食・夕食)	月額	20,000円
	(3) 光熱水費	月額	10,000円
	(4) 日用品費	月額	1,000円

ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 30,000円 月額 12,000円 月額 5,000円 月額 1,000円
第2ウイング	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 30,000円 月額 12,000円 月額 7,000円 月額 1,000円
上野東 サンホーム	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 37,500円 月額 15,000円 月額 6,500円 月額 1,000円
暖	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 16,000円 月額 17,000円 月額 7,000円 月額 1,000円
はなみずき	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 8,100円 月額 20,000円 月額 9,000円 月額 1,000円
やまぼうし	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 26,000円 月額 20,000円 月額 9,000円 月額 1,000円
こぶし	(1) 家賃 (2) 食材料費(朝食・夕食) (3) 光熱水費 (4) 日用品費	月額 26,000円 月額 20,000円 月額 9,000円 月額 1,000円

【 入居に当たっての留意事項 】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。